

通訳案内士制度のあり方に関する検討委員会資料

全日本韓国語通訳案内士会(KGO) 代表 高田直志

① 現状

○通訳案内士の就業状況

当会は2007年に成立し、現在会員数17名（うち首都圏16名、京都1名）で、全員韓国語通訳案内士の資格を持っております。現在は業務斡旋よりも首都圏における実地研修などを中心に活動を行っています。

○就業の実態とその原因

2014年1月から11月までの訪日韓国人は約248万人でした。これに12月の統計も加えれば、過去最多であった2007年の訪日韓国人約260万人を超える見込みです。

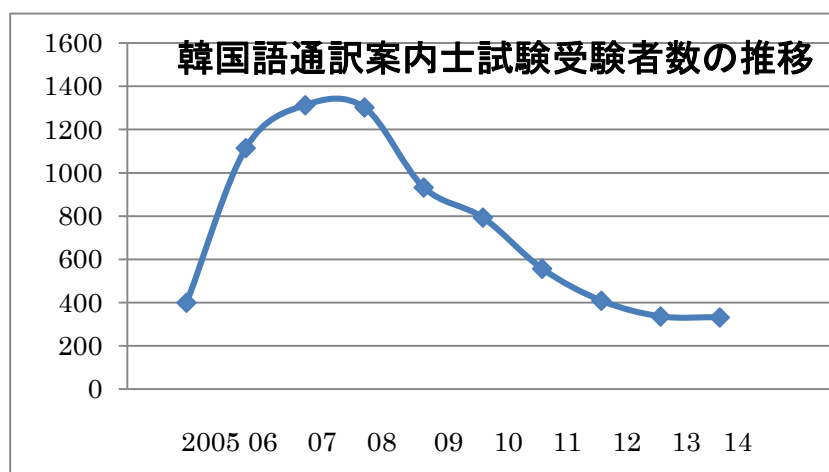
しかしガイドングの仕事がある会員は極めて少なく、2014年1月から12月までに当会にガイドングの依頼があったのは二回のみです。したがって会員は全員がガイドング以外の仕事で生計を立てているのが実情です。当会が積極的なPRをしていないこともあります。当会以外の諸通訳案内士会との情報交換でも、韓国語の通訳案内士が引く手あまたであるとは寡聞にして聞きません。

これは韓国では昔から簡単な日本語が分かる旅行客も少なくないこと、日本に住んでいる親族や知人に案内してもらう人も多いこと、ネットとスマートフォンの普及で個人的に旅行する人が増えたことも挙げられますが、最大の原因は1980年代後半から今に至るまで続く、韓国側からの無資格者による案内が定着してしまっていることが挙げられます。

②通訳案内士受験者の激減とその原因

○2007年以降の韓国語受験者の激減について。

次のグラフをご覧になると明白なように、通訳案内士法が改正された2006年、大幅に受験者が増加し、その傾向は2008年まで三年間続きました。



年	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
受験者	400	1115	1313	1302	933	793	557	409	336	332*

*2014年度は受験者数ではなく出願者数。（観光庁ホームページより）

その背景にあるのは、それまで韓国からのインバウンドはほぼ無資格者がガイドをしていたのですが、国交省がソウルで受験できるまで本腰を入れて無資格者を取り締まるといふ噂が韓国内に流れたためです。ソウルでは大手だけでも三か所の日本通訳案内士試験対策予備校がたち、受験者が激増したのです。それまで無免許だった人も、これを機に多数受験したとみられます。

しかしその後三年間にわたって、罰則が適用され、罰金刑になったケースは皆無なため、取り締まりはないと韓国側の関係者の多くが判断しました。また在韓の無資格者の多くが有資格者になったこともあり、その後の受験生は激減しました。その結果 2014 年には過去十年間で最低の受験者数になったと考えられます。

また、今年一月初旬にソウルで日本の通訳案内士資格を持つ韓国の方にお会いしたところ、ソウルでは数年前まで大盛況だった日本の通訳案内士資格講座をもつ数か所の語学スクールは、現在閉校になるか、あるいは案内士試験講座のみ閉講し、かわりに韓国内の中国語ガイド講座になっているところもあるとのこと。かつては韓国からわざわざ東京の二次面接会場に「遠征」してきた多くの韓国人受験者も、現在では見る影もありません。

③通訳案内士試験についての提言

このような状況においても、通訳案内士制度は必要であると考えます。それは、割合からするとわめて低いかもしれませんが、お客様にご案内することで、より深く日本のことを理解してもらえるからです。そこで通訳案内士を増やすため、以下の提言をいたします。

提言 1：本試験以外の試験を科目免除の対象から外すべし

各種語学検定、歴検、地理検、センター試験など本試験以外の試験を科目免除の対象から外すべきです。理由は二つあります。

理由 1：目的の違い。

各試験の目指すところが異なるため、他の試験では通訳案内士資格で求められているものと内容的に合致しているかいなが証明されていません。例えば語学試験で言うとハングル能力検定 1 級で韓国語語学試験は免除ということですが、その問題では日本を紹介する語彙力を担保できません。また、一般常識でいうとセンター試験の公民高得点者は一般常識が免除になりますが、それはあくまで高校生が大学に進学するためのもので、外国人に日本社会を説明するためのものではありません。

理由 2：有効期限がないこと。

例えばハングル能力検定ならば 20 年前に 1 級を取ったけれどその後勉強していない受験者でも免除されます。そのような受験者はどうせ二次面接で落とされるからという考えもありますが、それなら一次試験の意味はなくなるのではないのでしょうか。有効期限がない他の試験で、有効期限のある本試験を免除するべきではありません。

提言 2：合格科目は三年間持越し可能にすべし

① 本試験では前年に受験した科目が合格していれば翌年に持ち越せますが、その有効期限を三年間持越しにすることを提唱します。理由は以下の三点です。

理由 1：目的が同一

他試験とは異なり、観光庁が行う試験ですので、訪日外客に対するガイディングという目的が同

じだからです。

理由 2：事務処理の簡素化

他の試験で免除を申請した場合、証明書の確認処理など、主催側の事務処理が極めて煩雑になります。それに比べ本試験の持越し期間を長くすれば主催側のデータベースを利用すれば簡単に確認処理が行えます。また受験者にとっても他の試験の合格証明を取る時間や手間も省けます。

理由 3：有効期限の延長で受験者を増やすこと

三年という有効期間があれば、毎年一教科で、四年目で全部合格するという学習プランも可能です。現状ですと二年間で合格できなければそのまま放棄する受験者が少なからずいると考えられ、時間をかければ合格する将来の人材を発掘できなくなります。とはいえこれを十年にするとかつての記憶が定かでない恐れもありますので、三年間の有効期間を提唱します。

これにより減少する一方の韓国語、(そして中国語)の受験者に、受験放棄を思いとどまらせることができるかと確信します。

提言 3：出題項目リストを公表すべし

試験範囲を明言するためにネット上で試験すべき項目リストを具体的に掲載し、その範囲内で出題することを提言します。そしてその範囲となるものは、あくまでも訪日外客が訪れる場所、関心を持つ事項を基本とします。そのように考える理由は二点あります。

理由 1 受験生の不安を解消し、受験者を増やすため

受験者は受験するに当たり、過去問題を目にすることが多いと思いますが、本試験の過去問題を見ただけであきらめる人がいても不思議ではありません。また、この試験でどれぐらいも知識が問われているか、また、語学の単語レベルはどれぐらいなのか、不安に思う受験者が大部分ではないでしょうか。それで尻込みして受験をあきらめず、一人でも多くの受験者に挑戦してもらうためにも、訪日外客が訪れる場所を基本に試験すべき項目リストを具体的に掲載すべきと考えます。

理由 2 訪日外客誘致に関して政府が明確な方向性を示すため

出題範囲とは、言い換えれば観光庁、ひいては日本政府が受験者に「通訳案内士たる者これぐらいの知識は持っておくように」というメッセージでもあり、政府が目指すゴールでもあるのです。問題の作成委員会に丸投げするのではなく、きちんとした方向性、すなわち受験を通してどのようなことを身につけるべきなのかを、政府のほうからはっきりと提示すべきです。

現に地域限定通訳案内士に関しては、各県ごとに地理、歴史、一般常識など各項目の出題事項を発表している所もあったことから、国家レベルで行う先例にもなると考えます。

以上二つの理由で、訪日外客の関心に基づいた試験範囲のリストの公表を提案いたします。

提言 4：ガイド現場を知る通訳案内士を試験作成委員会に入れるべし

現行の試験問題はガイド現場を知らない方が作成しておられるとすると、今後は極力通訳案内士を試験作成委員会に入れていただきたく存じます。理由は以下の通りです。

理由 1：現場で必要な知識や語彙を受験者に伝えるため

現行の試験では、特に語学分野以外では単なる中学校、高校レベルの歴史や地理の試験で終わっていた感がいなめず、訪日外客にたいする説明として不適切なものが少なくありません。

昨年の地理の問題を例にとると、大分県の中津城に関するもの、バーチャルウォーターの説明、高知県室戸岬に関する地図など、また、昨年の歴史を例にとると、外国人宿泊者数が全国で最も少

ない島根県の荒神谷遺跡や、反本地垂迹説を唱えた人物など、一般的な訪日外客の関心とほぼ関係のない事項があまりにも多く出されています。

このような現場で必要とされにくいものよりも、東京や京都、大阪、北海道、九州各地など、訪日客が多いところに関するものを出すためにも、現場の声が必要なのです。

理由2：合格者の評価を守るため

複数の旅行会社のアサイン担当者から聞いた話ですが、案内士試験に合格しただけでは、知識不足で使えないとのこと。これは、受験者はほとんど過去問題に取り組むと思われそうですが、その際現場とかけ離れた室戸岬の地理や荒神谷遺跡の写真のことは過去問題を通して知っていても、京都の名所の写真や、それが地図上のどこにあるか、どんなコースで周れば効果的かということを知らなければ、現場で使い物にならないからです。せっかく合格しても旅行社から軽んじられるような国家試験であってはならないと考えます。

提言5 もっと受験生に営業を！

私事で恐縮ですが、かつて受験した各種語学試験の協会からしばしばDMを受け取ります。JNTOさんもfacebookなどのページを立ち上げておられますが、なぜ一人一人の受験者にメールやDMで告知をされないのかが不思議です。民間企業ならば過去数年分の不合格者を「潜在的顧客」とみなし、連絡を取って受験していただくと思うのですが、忘れかけていた受験者を発掘することも大切ではないでしょうか。受験生を「顧客」とみなし、もっと営業をする必要があると考えます。

④通訳案内士活用に関する提言

公的性格を持つツアーに関しては通訳案内士配属の徹底を

韓国語をはじめとして、特にアジア系の観光客につく「ガイド」らしき人物の多くは、無資格です。また、韓国語に関しましては、かつて合格はしても登録証を持たぬままガイドをする人もいます。そして彼らを取り締まられることはほとんどありません。今後もこの状態が続くのならば、少なくとも公的性格を持つツアー、すなわち自治体や行政機関、公的団体の交流事業、そして海外からの修学旅行に関してのみでも通訳案内士をつけることを徹底化していただけないでしょうか。

その理由は、各種交流事業は日本のことを訪日客に知っていただく絶好のチャンスだからです。さらに修学旅行の生徒たちも、将来的に本国と日本との懸け橋となる人材を潜在的に輩出する可能性が極めて高いからです。昨今、韓国や中国との間で摩擦が生じているにもかかわらず、これらの国からかつてなかったほどの訪日客が訪れています。歴史的な事情に起因してか、日本を誤解し、偏見をもっている人も少なくない国々において、少なくとも交流や修学旅行目的で訪日する人々だけにでも本当の日本を伝えることで、これらの国々との友好を深めていくことの必要性を強く感じる次第です。

そしてそれができるのはきちんとした資格を持った通訳案内士であり、それを徹底していただきたいのです。（もちろん、その他の訪日客には徹底しなくてよいというわけではありません。）また、この資格を実のあるものにするためにも、試験の内容を現場に合わせ、政府として訪日客に発信すべき日本の姿を示していただきたいのです。

以上の提言により、現実に即した通訳案内士が数多く生まれ、現場で活躍し、日本と外国との懸け橋になっていただければこの上はありません。ご清聴ありがとうございました。